

# 確認検査業務手数料規程

日本タリアセン株式会社

# 確認検査業務手数料規程

## (趣旨)

第1条 この規程は、別に定める確認検査業務規程（以下「業務規程」という。）に基づき、日本タリアセン株式会社（以下「JTC」という。）が実施する確認検査業務に係る手数料について、必要な事項を定める。

## (建築物に関する確認の申請手数料)

第2条 業務規程 17 条（第 24 条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する建築物に関する確認の申請に係る手数料の額は、確認申請一件につき次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 主要な用途が一戸建ての住宅で法第 6 条の 4 による確認の特例建築物  
別表第 1-1 の 1 類に掲げるとおりとする。
  - (2) 主要な用途が一戸建ての住宅等で床面積が 500 m<sup>2</sup>以内の前 (1) 号に掲げる建築物以外  
別表第 1-1 の 2 類に掲げるとおりとする。
  - (3) 主要な用途が住宅系で前 (1) (2) 以外の建築物  
別表第 1-1 の 3 類に掲げるとおりとする。
  - (4) 主要な用途が前 (1) から (3) 以外の建築物  
別表第 1-1 の 4 類に掲げるとおりとする。
- 2 第 1 項の規定により適用する床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、該当各号に定める面積について算定する。
- (1) 建築物を建築する場合（次 4 号、5 号及び 6 号に掲げる場合及び移転の場合を除く。）  
当該建築に係る部分の床面積 別表第 1-1
  - (2) 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認を JTC 以外の者から受けている場合  
当該建築物に係る床面積 別表第 1-1、別表第 1-2 の 9.
  - (3) 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認を JTC から受けている場合  
当該計画の変更に係る部分の床面積 別表第 1-1、別表第 1-2 の 9.
  - (4) 建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替えをし、又はその用途を変更（以下「用途変更等」という。）する場合（次号に掲げる場合を除く）  
当該用途変更等に係る部分の床面積に、同一棟の既存の建築物の床面積に二分の一を乗じた床面積（但し、2,000 m<sup>2</sup>を上限とする。）を加算したものを床面積とする。  
別表第 1-1
  - (5) 建築物を増築する場合、当該変更及び増築等に係る部分の床面積に、同一棟の増築（既

存の建築物をエキスパンションジョイント等で接している場合も含む。)においては、既存の建築物の床面積に二分の一を乗じた床面積を加算したものを床面積とし、別棟の増築においては、既存の建築物の床面積に四分の一を乗じた床面積(但し、2,000㎡を上限とする。)を加算したものを床面積とする。 別表第1-1

- (6) 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を用途変更等する、又は増築をする場合当該計画の変更に係る部分の床面積とする。(構造に関する変更が伴わない場合は、当該手数料を含む。) 別表第1-1、別表第1-2の9.
- 4 第2項の規定により適用する別表第1-2の7.及び8.の対象床面積の合計は、適用する設計方法に係る建築物の部分の床面積の合計について適用し、前項の規定の適用については、「床面積」及び「対象面積」とあるのは「対象床面積」と読み替えて適用する。ただし、第2号に該当する場合で、別表第1-2の7.及び8.に掲げる設計方法に係る建築物の部分において、変更が無いものであるときは、第2項の規定の適用から除外し、変更後において第2項の規定に該当することとなる場合においては、前項中「床面積」及び「対象面積」を「対象床面積」と読み替えて適用する。
- 5 JTC が確認審査中の建築物の建築計画を取上げて、概ね同一の計画を再申請する場合、当該申請に係る部分の床面積に二分の一を乗じた床面積により、別表第1-1及び別表第1-2を適用する。

#### (既存不適格建築物への遡及適用がある増築等の確認の申請手数料)

- 第3条 既存の建築物に構造耐力規定の遡及適用があり、当該確認を受ける際の構造耐力規定により確認を要する増築等の確認の申請に係る手数料は、当該確認申請における増築等に係る建築の床面積の合計と、当該遡及される建築物の部分の床面積の合計の床面積とを合計した面積により、別表第1-1及び別表第1-2を適用する。
- 2 前項の規定される既存の建築物が、判定を要する建築物の場合、新たに建築される建築物とみなして、前条の規定を適用する。

#### (追加手数料)

- 第4条 確認申請手数料に加算する追加手数料については別表第1-2に定める額とする。

#### (建築設備に関する確認の申請手数料)

- 第5条 業務規程17条に規定する建築設備(ホームエレベーター、小荷物専用昇降機(段差解消装置を含む。))を含む。)に関する確認の申請に係る手数料の額は、別表第1-2の6-3及び別表第1-3の1.に定める額とする。

#### (工作物に関する確認の申請手数料)

- 第6条 業務規程17条に定める工作物の確認の申請に係る手数料の額は別表第1-3の2.に定める

額とする。

#### (建築物に関する中間検査の申請手数料)

第7条 業務規程 26 条に規定する JTC で確認を受けた建築物に関する中間検査の申請に係る手数料の額は、中間検査申請一件について、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 主要な用途が一戸建ての住宅で法第 6 条の 4 による確認の特例建築物別表第 1-1 の 1 類に掲げるとおりとする。
- (2) 主要な用途が一戸建ての住宅等で床面積が 500 m<sup>2</sup>以内の前 (1) 号に掲げる建築物以外別表第 1-1 の 2 類に掲げるとおりとする。
- (3) 主要な用途が住宅系で前 (1) (2) 以外の建築物別表第 1-1 の 3 類に掲げるとおりとする。
- (4) 主要な用途が前 (1) から (3) 以外の建築物別表第 1-1 の 4 類に掲げるとおりとする。
- (5) JTC で確認を受けていない建築物の場合に係る手数料は、第 1 号から第 4 号に規定する手数料の額に 3 割を乗じた額を加算した額とする。
- (6) 業務規程 13 条第 3 項の規定により JTC の業務時間外において完了検査を実施する場合は、割増手数料として検査手数料の額に土曜日の場合は 20,000 円 (税別)、それ以外の場合は 40,000 円 (税別) を加算した額とする。
- (7) 法 7 条の 3 第 1 項第 1 号に規定される特定工程において中間検査を実施する場合は、全工区 (2 工区目以降はコンクリート打設工区毎の面積) を対象面積とする。

#### (建築物に関する完了検査の申請手数料)

第8条 業務規程 32 条に規定する JTC で確認を受けた建築物に関する完了検査の申請に係る手数料の額は、完了検査申請一件について、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 主要な用途が一戸建ての住宅で法第 6 条の 4 による確認の特例建築物別表第 1-1 の 1 類に掲げるとおりとする。
- (2) 主要な用途が一戸建ての住宅等で床面積が 500 m<sup>2</sup>以内の前 (1) 号に掲げる建築物以外別表第 1-1 の 2 類に掲げるとおりとする。
- (3) 主要な用途が住宅系で前 (1) (2) 以外の建築物別表第 1-1 の 3 類に掲げるとおりとする。
- (4) 主要な用途が前 (1) から (3) 以外の建築物別表第 1-1 の 4 類に掲げるとおりとする。
- (5) JTC で確認を受けていない建築物の場合に係る手数料は、第 1 号から第 4 号に規定する手数料の額に 3 割を乗じた額を加算した額とする。
- (6) 業務規程 13 条第 3 項の規定により JTC の業務時間外において完了検査を実施する場合は、割増手数料として検査手数料の額に土曜日の場合は 20,000 円 (税別)、それ以外の場

合は 40,000 円（税別）を加算した額とする。

- 2 完了検査において、確認を受けた計画を変更したことによる追加説明書の提出を要した場合の審査に係る手数料は、「計画変更申請手数料」を「追加説明書手数料」と読み替えて適用する。
  - 3 追加説明書の審査の結果、再検査を行うこととなった場合に係る手数料は、当該確認申請手数料に二分の一を乗じた額とする。
  - 4 省エネ適合性判定を要する建築物の場合は、第 1 項に規定する手数料の額に別表第 1-2 の 11.の①に定める額を加算した額とする。
- (2) 省エネ適合性判定を受けた建築物の軽微変更（一定範囲内の省エネ性能低下）を行うこととなった場合は、別表 1-2 の 10.に定める、適が明らかで慎重審査を要するものの手数料額を加算した額とする。

#### **（建築設備に関する完了検査の申請手数料）**

- 第9条 業務規程 32 条に規定する JTC で確認を受けた建築設備（ホームエレベーター、小荷物専用昇降機（段差解消装置を含む。）を含む。）に関する完了検査の申請に係る手数料の額は、一つの建築設備について別表第 1-3 の 1.に定める額とする。
- 2 JTC で確認を受けていない建築設備の場合に係る手数料は、前項に規定する手数料の額に 3 割を乗じた額を加算した額とする。
  - 3 業務規程 13 条第 3 項の規定により JTC の業務時間外において完了検査を実施する場合は、割増手数料として検査手数料の額に土曜日の場合は 20,000 円（税別）、それ以外の場合は 40,000 円（税別）を加算した額とする。

#### **（工作物に関する完了検査の申請手数料）**

- 第10条 業務規程 32 条に規定する JTC で確認を受けた工作物に関する完了検査の申請に係る手数料の額は、一つの工作物について別表第 1-3 の 2.に定める額とする。
- 2 JTC で確認を受けていない工作物の場合に係る手数料は、前項に規定する手数料の額に 3 割を乗じた額を加算した額とする。
  - 3 業務規程 13 条第 3 項の規定により JTC の業務時間外において完了検査を実施する場合は、割増手数料として検査手数料の額に土曜日の場合は 20,000 円（税別）、それ以外の場合は 40,000 円（税別）を加算した額とする。

#### **（検査に係る出張費）**

- 第11条 中間検査及び完了検査のために確認検査員等の職員が出張する場合は、各検査手数料の額に、別に定める確認検査業務出張費規程に掲げる出張費を加算する。出張費について必要な事項は確認検査業務出張費規程に定める。

#### (電子申請ファイルによる申請手数料)

第12条 第2条及び第4条までの申請に関して、申請者が電子申請ファイルにより申請を行う場合は、それぞれ第2条から第4条までに規定する手数料の額から割引くものとし、JTCはその額を定めることができる。

#### (手数料の減額)

第13条 JTCは、類似する建築物の確認検査業務が効率的に実施できる場合等については、第2条から第11条に定める手数料の額について、別に手数料を定めることができる。

#### (各種届出等手数料)

第14条 各種届出等の受付処理に係る手数料の額は、別表第1-2の10.に掲げる額とする。

#### (別途手数料)

第15条 JTCが確認済証、中間検査合格証又は検査済証を再発行する場合の手数料の額は、一通につき10,000円とする。

- 2 中間検査及び完了検査の検査予定日の変更又は取消に係る手数料の額は、別表第1-2の12.に掲げる額とする。
- 3 JTCが確認検査業務を実施した建築物について、審査請求又は民事訴訟になった場合は、別途手数料を要する。

#### (記載のない事項)

第16条 その他、本規程に記載のない事項に関しては、必要に応じ別途定める。

#### (附則)

この規程は、平成 26 年 6 月 1 日より施行する。

この規程は、平成 26 年 12 月 10 日より施行する。

この規程は、平成 27 年 6 月 1 日より施行する。

この規程は、平成 27 年 9 月 15 日より施行する。

この規程は、平成 28 年 3 月 1 日より施行する。

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は、平成 29 年 5 月 8 日より施行する。

この規程は、平成 29 年 12 月 1 日より施行する。

平成 26 年 6 月 1 日 制定

平成 26 年 12 月 10 日 改訂  
平成 27 年 6 月 1 日 改訂  
平成 27 年 9 月 1 日 改訂  
平成 28 年 2 月 1 日 改訂  
平成 29 年 4 月 1 日 改訂  
平成 29 年 5 月 8 日 改訂  
平成 29 年 11 月 15 日 改訂

1. 建築物 手数料

確認検査・申請手数料一覧

●別表第1-1 確認・検査 基本手数料

単位:円

	床面積			確認申請手数料	中間検査手数料	完了検査手数料
1類・一戸建ての住宅 (法6条の4) 【確認の特例建築物】	0	-	30㎡以内	12,000	(16,000)	16,000
	30㎡超	-	100㎡以内	17,000	(30,000)	30,000
	100㎡超	-	200㎡以内	27,000	(36,000)	36,000
	200㎡超	-	300㎡以内	37,000	(46,000)	46,000
	300㎡超	-	400㎡以内	42,000	(52,000)	52,000
	400㎡超	-	500㎡以内	47,000	(56,000)	56,000
2類・一戸建ての住宅等 (併用住宅含む)	0	-	30㎡以内	18,000	26,000	26,000
	30㎡超	-	100㎡以内	28,000	46,000	46,000
	100㎡超	-	200㎡以内	38,000	56,000	56,000
	200㎡超	-	300㎡以内	42,000	66,000	66,000
	300㎡超	-	400㎡以内	52,000	70,000	70,000
	400㎡超	-	500㎡以内	62,000	76,000	76,000
3類・住宅系(1類、2類以外) (長屋・共同住宅・寄宿舎等)	0	-	30㎡以内	26,000	28,000	28,000
	30㎡超	-	100㎡以内	36,000	48,000	48,000
	100㎡超	-	200㎡以内	46,000	58,000	58,000
	200㎡超	-	300㎡以内	56,000	68,000	68,000
	300㎡超	-	400㎡以内	66,000	78,000	78,000
	400㎡超	-	500㎡以内	72,000	88,000	88,000
	500㎡超	-	1,000㎡以内	136,000	128,000	128,000
	1,000㎡超	-	1,500㎡以内	160,000	160,000	160,000
	1,500㎡超	-	2,000㎡以内	180,000	180,000	180,000
	2,000㎡超	-	3,000㎡以内	260,000	200,000	220,000
	3,000㎡超	-	4,000㎡以内	300,000	220,000	260,000
	4,000㎡超	-	5,000㎡以内	360,000	240,000	280,000
	5,000㎡超	-	6,000㎡以内	400,000	260,000	300,000
	6,000㎡超	-	7,000㎡以内	420,000	280,000	320,000
	7,000㎡超	-	8,000㎡以内	440,000	300,000	340,000
	8,000㎡超	-	9,000㎡以内	460,000	320,000	360,000
	9,000㎡超	-	10,000㎡以内	480,000	340,000	380,000
10,000㎡超	-	20,000㎡以内	560,000	400,000	460,000	
20,000㎡超	-	30,000㎡以内	640,000	460,000	600,000	
30,000㎡超	-		別途見積			
4類・その他の用途(3類以外) (事務所・福祉系・店舗・倉庫等)	0	-	30㎡以内	29,000	33,000	33,000
	30㎡超	-	100㎡以内	43,000	53,000	53,000
	100㎡超	-	200㎡以内	53,000	63,000	63,000
	200㎡超	-	300㎡以内	63,000	73,000	73,000
	300㎡超	-	400㎡以内	73,000	83,000	83,000
	400㎡超	-	500㎡以内	77,000	93,000	93,000
	500㎡超	-	1,000㎡以内	143,000	137,000	137,000
	1,000㎡超	-	1,500㎡以内	190,000	170,000	170,000
	1,500㎡超	-	2,000㎡以内	210,000	190,000	190,000
	2,000㎡超	-	3,000㎡以内	290,000	210,000	230,000
	3,000㎡超	-	4,000㎡以内	330,000	230,000	270,000
	4,000㎡超	-	5,000㎡以内	370,000	250,000	310,000
	5,000㎡超	-	6,000㎡以内	410,000	270,000	330,000
	6,000㎡超	-	7,000㎡以内	430,000	290,000	350,000
	7,000㎡超	-	8,000㎡以内	450,000	310,000	370,000
	8,000㎡超	-	9,000㎡以内	470,000	330,000	390,000
	9,000㎡超	-	10,000㎡以内	490,000	350,000	410,000
10,000㎡超	-	20,000㎡以内	650,000	390,000	490,000	
20,000㎡超	-	30,000㎡以内	700,000	490,000	650,000	
30,000㎡超	-		別途見積			



●別表第1-2 確認・検査 追加手数料

単位:円

5-1. 構造計算の審査を要するもの(500㎡以内)※

設計方法・対象面積	追加手数料
・構造規定(壁量)を要するもの	12,000
0 - 200 ㎡以内	24,000
200 超 - 500 ㎡以内	36,000
・構造計算適合判定を要するもの	46,000
・混構造・プログラムによらない構造計算のもの	56,000

※限界耐力計算を除く。

5-2. 構造計算上の別棟の審査を要するもの

建築物の種別	追加手数料
構造計算上の別棟の審査を要する建築物	確認申請手数料 X 20% X (n-1) (千円未満切り捨て)

[n:構造計算上の別棟となる総棟数]

5-3. 限界耐力計算(免震)等の審査を要するもの

設計方法	追加手数料
限界耐力計算(免震)等の審査を要する建築物	確認申請手数料 X 20% (千円未満切り捨て)

6-1. 天空率の審査を要するもの(500㎡以内)

追加手数料	10,000
-------	--------

6-2. 浄化槽、バリアフリー条例の審査を要するもの(500㎡以内)

追加手数料	5,000
-------	-------

6-3. ホームエレベーター等の併願の審査・検査を要するもの

追加手数料	12,000
-------	--------

※建築物の完了検査手数料は、同額の追加手数料とする。

7. 特定天井の検証方法によるもの

\*( )内は計画変更を示す

対象面積	適用方法	
	特定天井を設ける場合	落下防止措置を講じる場合
200㎡超 - 500㎡以内	100,000(70,000)	200,000(140,000)
500㎡超 - 1,000㎡以内	150,000(100,000)	300,000(200,000)
1,000㎡超	200,000(150,000)	400,000(280,000)

但し、国土交通大臣の認定をうけたものについては、当該事項に係る適用を除外する。

8. 性能規定等の審査を要するもの

(避難安全検証法・耐火性能検証法等) \*( )内は計画変更を示す

床面積の合計		手数料
0 - 2,000 ㎡以内		40,000 (20,000)
2,000㎡超 - 10,000 ㎡以内		70,000 (35,000)
10,000㎡超 - 30,000 ㎡以内		100,000 (50,000)
30,000㎡超 -		別途見積

9. 計画変更手数料

建築物の種別	手数料
確認を当社で受けている場合	当該面積に係る当社の新規確認申請手数料
確認を他機関で受けている場合	当該建築物に係る当社の新規確認申請手数料

10. 各種届出等手数料

種別	手数料	
・申請取下届・工事取止届	0	
・工事監理者(変更)届	2,000	
・工事施工者(変更)届	2,000	
・建築主変更届	4,000	
・事項訂正・変更届	4,000	
・軽微な変更説明書	・軽易なもの(一戸建て・500㎡以内)	2,000
	・軽易なもの(上記以外・500㎡以内)	4,000
	・地盤説明書(施工計画・500㎡以内)	4,000
	・適合が明らかで慎重審査を要するもの※	対象面積の1/4

※適合が明らかで慎重審査を要する場合の軽微な変更説明書の手数は、当該面積 X 1/4を対象面積とした基本手数料とする。

11. 検査における追加手数料

①省エネ適合性判定を要するもの

当社で判定を受けている場合	完了検査基本手数料 X 20% (千円未満切り捨て)
他機関で判定を受けている場合	完了検査基本手数料 X 40% (千円未満切り捨て)

②完了検査追加説明書をもって審査を要するもの

追加手数料	計画変更手数料
-------	---------

※追加説明書をもって審査後に再検査を要する場合の完了検査手数料は、当該完了検査基本手数料の1/2とする。

12. 検査日変更・取消手数料

種別	手数料
検査予定日より3営業日前	支払総額の30%
検査予定日より2営業日前	支払総額の50%
検査予定日より1営業日前	支払総額の80%
検査予定日当日	支払総額の100%

2. 建築設備・工作物 手数料

●別表第1-3 建築設備・工作物 確認・検査手数料

単位:円

・計画変更手数料は、別表第1-2の9を適用する。

	種別	手数料		
		確認手数料	中間手数料	完了手数料
1. 建築設備申請手数料	・昇降機(エスカレーター・エレベーター)	28,000		36,000
	・ホームエレベーター	22,000		26,000
	・小荷物専用昇降機	20,000		24,000
2. 工作物申請手数料	・令138条1項5号 擁壁等(2m超~6m以下)	46,000		46,000
	・令138条1項3号 広告塔等(4m超~10m以下)	38,000		38,000
	・令138条1項3号 広告塔等(10m超)	68,000		68,000
	・令138条1項1.5号 煙突(6m超~10m以下)、擁壁等(6m超~8m以下)	66,000		66,000
	・令138条1項1.2,4.5号 煙突(10m超)水槽、擁壁等(8m超)鉄柱(15m超)	78,000		78,000
	・令138条2項			・別途見積
	・令138条3項			